

安芸市柚子園地整備等原材料支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柚子栽培の合理化及び生産性の維持向上のために、生産者等が整備又は維持管理（以下「工事」という。）に要する資材（以下「原材料」という。）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 原材料の支給対象者は、JA 高知県安芸地区柚子部の部会員、柚子栽培を生業としている個人又は法人の生産者、これらの者が栽培する樹園地の土地所有者その他市長が必要と認めたもの（以下「実施主体」という。）とする。

(支給対象とする工事)

第3条 この事業において支給対象とする工事は、安芸市内に所在する柚子の樹園地に係るものとする。ただし、当該対象施設が次の各号のいずれかに該当する場合は支給の対象から除くものとする。

- (1) 国・県その他の補助事業等で実施することが有利と認められるもの。
- (2) 同年度において一度原材料支給を受けた箇所。
- (3) その他市長が不相当と認めるもの。

(支給原材料)

第4条 支給できる原材料の種類、支給限量及び限度額は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内において支給するものとする。ただし、現場の状況等を考慮した結果、別表1に定める支給限量又は限度額では農業用施設の機能確保が困難であると市長が認める場合は、当該限量又は限度額を超えて支給することができる。

- 2 原材料に係る運搬費は、実施主体の負担とする。
- 3 原則として、原材料は安芸市内の原材料販売業者から購入するものとする。ただし、当該原材料の入手が安芸市内の原材料販売業者では困難な場合は、この限りではない。

(支給の決定、通知等)

第5条 市長は、実施主体から原材料支給の申請があったときは、その内容、実態等を調査し、必要と認めた場合は、設計書を作成し実施主体に提出する。実施主体は設計書の提出があったときは、請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 原材料は、実施主体が原材料販売業者から直接受け取るものとする。

(工事内容等の変更)

第6条 実施主体は、工事内容等を変更しようとするときは、予めその理由及び内容を記載した書類を市長に提出し、承認を得なければならない。

(完了報告及び確認)

第7条 実施主体は、工事が完了したときは速やかに報告をしなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する完了報告があったときは、速やかに検査を実施するものとする。

(管理責任)

第8条 別表1に掲げる「その他資材」として支給した物品については、補助事業の完了後においても、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間を経過するまでは、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、支給の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。

(決定の取消し又は支給原材料の返還)

第9条 市長は、原材料受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、資材の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。既に原材料の支給が済み、工事が完了している場合においては、支給原材料等の購入に要した額相当の金額の返還を命ずることができる。

- (1) 支給された原材料を当該申請に係る工事箇所以外の箇所に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により原材料の支給を受けたとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(支払方法)

第10条 工事に係る支給原材料の支払いは、市が業者に直接支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、原材料の支給に関して必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表1

支給原材料	支給限量及び限度額
生コンクリート	10.0 m ³
その他資材	300,000 円

※生コンクリートの原材料支給が限量に達しない場合、その残余の額に相当する額について、その他資材を限度額まで支給することができる。